

丸森町は皆さんの妊活を応援します！

～丸森町不妊治療費等助成事業のご案内～

町では不妊に悩む夫婦を支援するため、不妊検査費、一般不妊治療費、生殖補助医療費、先進医療費の自己負担額を全額助成しています(先進医療費を除く)。詳しくは、下記の内容をご確認ください。

なお、高額療養費制度、付加給付金等で返還された金額を除いた自己負担額が、助成の対象となります。対象の方は必ず「高額療養費制度」「付加給付金」の利用を行ってください。申請方法は保険者によって異なります。加入している保険組合にご確認ください。

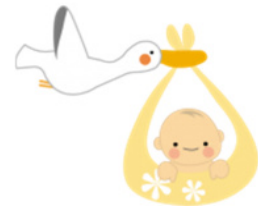
1.助成対象となる不妊検査及び不妊治療

不妊検査

夫婦間で行われる不妊症の診断のために医師が必要と認める検査

〈助成回数〉 1組の夫婦につき1子ごと1回限り

〈助成費用〉 不妊検査に要した額



一般不妊治療

夫婦間で行われるタイミング法、排卵誘発法、人工授精、その他医師が認めた治療法並びにこれらに必要な検査

〈助成回数〉 助成回数の制限はありません

〈助成費用〉 一般不妊治療及び一般不妊治療費に関し医療機関において交付された処方箋により薬を調剤した薬局に支払った費用の合計額

生殖補助医療

夫婦間で行われる体外受精、顕微授精、男性不妊治療、その他医師が認めた治療法並びにこれらに必要な検査

〈助成回数〉 最初の助成に係る不妊治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、1子ごとに6回(40歳以上であるときは通算3回)まで

〈助成費用〉 生殖補助医療に要した額

先進医療

保険適用の生殖補助医療と組み合わせて実施される先進医療

〈助成回数〉 最初の助成に係る不妊治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、1子ごとに6回(40歳以上であるときは通算3回)まで

〈助成費用〉 先進医療に要した額。1回の治療につき20万円を上限。

2.助成対象となる方

- ・ 夫婦(事実婚関係含む)または夫婦のいずれか一方が丸森町内に住所を有する方
 - ・ 他の自治体で同じ不妊検査及び不妊治療に対する助成を受けていない方
 - ・ 町税等を滞納していない方
- <不妊検査の場合>
- ・ 夫婦ともに検査を受けている方
- <生殖補助医療及び先進医療の場合、下記の要件も満たしている必要があります>
- ・ 始めて助成を受けた際の不妊治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合、助成回数が通算6回に満たない方(40歳以上である場合は通算3回に満たない方)
 - ・ 治療開始日における妻の年齢が43歳未満である方

3.助成期間

助成の対象とする期間は、不妊治療等が必要であると医師が判断して当該不妊治療等を開始した時点から終了した時点まで

4.申請方法

申請については、下記のものをご持参のうえ、保健福祉課窓口までお越しください。

- * 一般不妊治療については、3月診療分から翌年2月診療分を翌年3月末までに申請してください。
- * 不妊検査・生殖補助医療・先進医療については、原則として治療等が終了した日から3か月以内に申請してください。

【申請に必要な書類】

- 丸森町不妊治療費等助成事業申請書(窓口で記入していただきます)
 - 丸森町不妊検査受診等証明書、丸森町一般不妊治療受診等証明書または丸森町生殖補助医療受診等証明書(証明書は、医療機関に作成を依頼してください)
 - 当該不妊治療等に係る領収書・明細書の写し
 - 住民票(夫婦の住所が異なる、夫婦であることが確認できない場合は戸籍謄本。発行から3か月以内。)
 - 高額療養費、健康保険組合等からの付加給付等の金額が分かる書類の写し。
 - 振込口座の通帳またはカード
- <事実婚関係にある方>
- 事実婚関係に関する申立書
 - 戸籍謄本(発行から3か月以内)